第５章　実施への道筋

５−１　ウォーカブルな環境づくりのためのアクション
５−２　計画推進のためのプログラム
５−３　プログラムを進める上での課題
５−４　実現への戦略的な道筋

５－１. ウォーカブルな環境づくりのためのアクション

1）ウォーカブルな環境づくりに資する様々な取組み

ウォーカブルな環境を促進する事業は、様々な取組みが考えられます。これらの取組みは多岐にわたり、市の部署の垣根を越え、関係する組織や街の皆さんと一緒に検討しながら、より効果的な取組みを実施していきたいと考えています。

中心部全域での取組み

ウォーカブル環境促進プログラム

- 健康ポイント制度の創設
- パーソナルモビリティの導入
- テレワーク拠点の検討
- Free Wi-Fiの導入

歩行者利便増進道路制度（通称：ほこみち制度）

- 全国で初めて、大手前通りをほこみちに指定
- 今後本格的に大手前通りで道路の利活用等を推進

民地でのウォーカブルな空間形成の推進

- 建物の外観デザイン、高さや用途等を誘導
- ガイドライン等を作成し運用
- 車両出入口の位置を制限 等

多様なシーンの創出

- 多様な空間（駅前広場・公園・水辺等）の利活用の促進
- オープンカフェやマルシェ等の活用促進
- 写真映えする区域の促進
- アクリエひめじへのアプローチ 等

リノベーションまちづくりの推進

- 既存建物を新たな用途で再生
- 地元の事業者の開業支援　等

５－１. ウォーカブルな環境づくりのためのアクション

1）ウォーカブルな環境づくりに資する様々な取組み

［ウォーカブル環境促進プログラム
次ページ以降で詳細を掲載］

多様なシーンの創出

「多様なシーン」とは

道路空間以外の、駅前広場や姫路市内の公園等のすでにある魅力的な公共空間や、民間のオープンカフェやマルシェ等、それらの利活用を一体的に促進することで生まれる様々なシーンのことです。

歩行者利便増進道路制度（通称：ほこみち制度）

「ほこみち」とは

国土交通省が、道路法の一部を改正する法律（令和２年５月２７日公布、１１月２５日施行）により、にぎわいのある道路空間創出のための道路の指定制度として、創設した制度です。

民地でのウォーカブルな空間形成の推進

「民地でのウォーカブルな空間」とは

道路や広場等に隣接する民地において、建物低層部のオープン化（ガラス張り化等）や道路側からの車両出入りを禁止する等により、道路や広場等の公共空間と連続して形成される歩行者目線の歩きたくなる空間のことです。

リノベーションまちづくりの推進

「リノベーションまちづくり」とは

空き家、空き店舗、空きビル及び空き地等の既存の建物や土地（遊休不動産）をリノベーション手法により活用し、遊休不動産の再生と質の高い雇用の創出等を掛け合わせ、新たな産業振興と地域コミュニティの再生を図ることを目的としているまちづくりのことです。

健康ポイント制度の創設

「健康ポイント制度」とは

市民の健康づくりのための運動や健康診断の受診に対して、インセンティブ（ポイント付与）を設ける制度のことです。

- 参加型：健康づくりの取組みやプログラムへの参加を評価
- 努力型：健康づくりのプログラム等の中での本人の努力を評価
- 成果型：健康づくりの成果としての健康指標の改善を評価

評価によってポイント付与されます（参考：厚生労働省「個人の予防・健康づくりに向けたインセンティブを提供する取組に係るガイドライン」）。

また、施設までの歩数と予防できる病名を明示した看板を設置することで、市民の健康意識の向上を目指します。

具体的な取組み

- 中心市街地の周遊コーススタンプラリー
- 歩数に伴うポイントを付与
- 歩数と予防できる病名を明示した看板の設置　など

パーソナルモビリティの導入

「パーソナルモビリティ」とは

新たな交通手段として脚光を浴びているコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動の足となる１～２人乗り程度の車両のことです。移動に伴う環境負荷の低減、交通弱者への移動支援等、さまざまな効果が期待されています。

具体的な取組み

- パーソナルモビリティ（キックボード等）の導入
- 移動が気軽に、楽にできる　など

職住近接等のニューノーマルに対応

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、日常生活のみならず、経済・社会のあり方、人々の行動様式・意識など変わりつつあります。そのためテレワークを中心とした働き方に対応するために、テレワーク拠点の導入を検討します。

また、中心市街地にフリーWi-Fiを導入することで観光客や来街者の利便性を強化します。

Free Wi-Fi の導入

- 中心市街地にフリーWi-Fiを導入
- 観光客の利便性の向上　など

テレワーク拠点の検討

- 職住近接等のニューノーマルに対応
- テレワーク拠点を活用した地域交流の場　など

５－１. ウォーカブルな環境づくりのためのアクション

2）取組み例１　大手前通り　活用チャレンジ「ミチミチ」

「歩いて楽しい、大好きなお城への道」～「ひと」が集い「まち」とつながる大手前通り～をコンセプトに、JR姫路駅から姫路城への緑・光・にぎわいの連続性を確保し、ひとが通行するための歩道から、ひとが滞留し楽しむための魅力あるストリートを目指した取組みを進めています。エリア価値を向上させるため、公民連携の取組みにより利活用を促進しています。道路空間と沿道建物が一体となった利用シーンの創出を見据え、2019年から社会実験として活用チャレンジ「ミチミチ」を実施しています。

第１弾　2019年

将来的な大手前通りの利活用を具体的に想定し、大手前通り周辺で働く方、来街者、そして観光客の方を姫路の魅力的な「食」や「クラフト」でおもてなしをする活用チャレンジを行いました。

実施内容

飲食・物販の出店やマーケット等

設置物

ベンチ、テーブル、櫓、茶室、パーティバイク等

第２弾　2020年

2019年の活用チャレンジを経て、大手前通りには滞留している人が少ないということがわかりました。そのため、2020年は市民の皆さんや大手前通り周辺の方々に、大手前通りが憩いやくつろぎの場として利用されることを目指し、休憩施設等を設けることで、段階的に人が居る状況をつくり、大手前通りの空間としての質を高めました。

実施内容

滞留行為誘発のための滞留施設やくつろぎスペースの設置

設置物

ベンチ、テーブル、櫓等

５－１. ウォーカブルな環境づくりのためのアクション

2）取組み例２　歩行者利便増進道路制度（通称：ほこみち制度）

国土交通省が、道路法の一部を改正する法律（令和2年5月27日公布、11月25日施行）により、にぎわいのある道路空間創出のための道路の指定制度として、創設した制度です。これまでにぎわいのある道路空間にするための位置付けがなく、整備の規定、技術的ルールが定まっていなかったところを、地域を豊かにするにぎわいのある道路空間とすることが可能となるよう革新的な法整備がなされました。

令和３年２月１２日
全国初、大手前通りを
「ほこみち」に指定しました

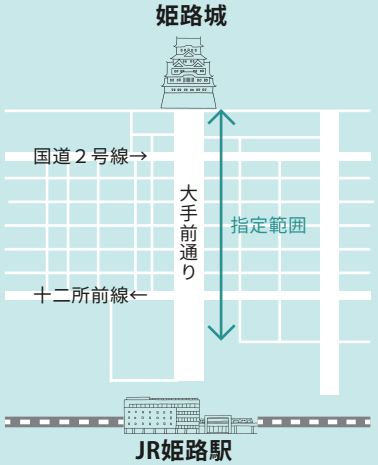

「ほこみち」とは

地域を豊かにするにぎわいのある道路空間を可能にする制度です

道路への新しいニーズへの対応

・歩道にカフェテラス席やベンチを置いてゆっくり滞在できる空間にしたい
・道路空間を街の活性化に活用したい

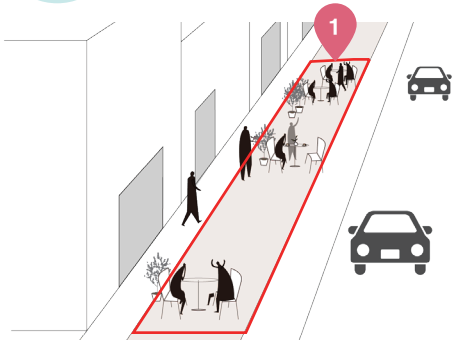

1　メリット１

道路空間を活用する際に必要となる道路占用許可が柔軟に認められます。

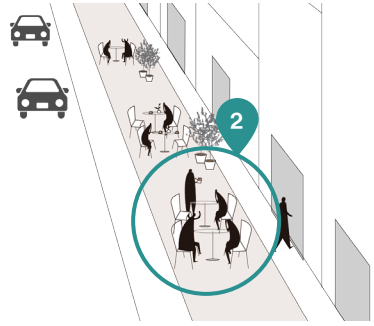

2　メリット２

道路空間を活用する者(＝占用者)を公募により選定することが可能になります。この場合には、最長20年の占用が可能となります(通常は5年)。

５ー１.ウォーカブルな環境づくりのためのアクション

2）取組み例３　健康ポイント制度の創設

歩くことへのインセンティブとして、健康ポイント制度を創設します。

既存まち歩きマップ等を活用し、コースごとに歩数や予防改善できる可能性のある病気・病態をマップに示すことで、市民の健康意欲を向上させ、フレイル予防、健康増進に繋がることを目指します。

姫路城周辺ランニングコース

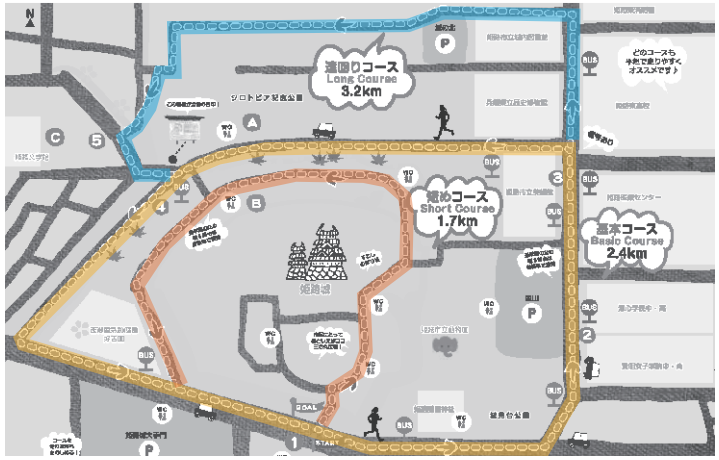

	歩数	健康ポイント（案）	予防・改善できる病気・病態
短めコース	約 2,500 歩	5 ポイント	寝たきり
基本コース	約 4,000 歩	8 ポイント	うつ病、寝たきり
遠回りコース	約 5,000 歩	10 ポイント	認知症、心疾患 など

アクリエひめじコース

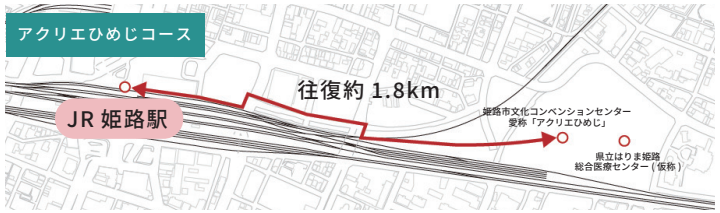

JR 姫路駅 ｜ アクリエひめじ間（往復）	歩数	健康ポイント（案）	予防・改善できる病気・病態
	約 2,500 歩	5 ポイント	寝たきり

（参考）フレイル予防とは

フレイルとは、健常な状態と要介護状態の間の段階で、心身のさまざまな機能が低下した状態をさし、フレイルに陥ると生活能力が低下したり、死亡率が高まったりすることがあります。

１日5,000歩以上を目安として歩くことで、フレイルの発症リスクが下がることが研究でわかっています。また、歩数に応じて、様々な病気・病態を予防改善できる可能性もあります。

図.歩行量・身体活動量とフレイル発症の関係

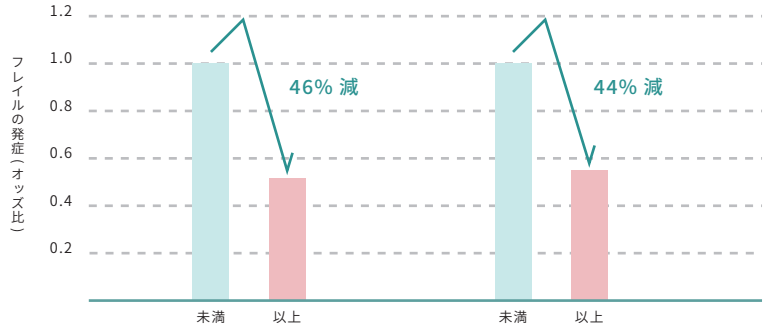

A　歩行量が1日あたり5,000歩　　B　中高強度の身体活動を1日あたり8分

出典：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター No.40 [フレイル]活動的に過ごしてフレイル予防より

歩数	予防・改善できる可能性のある病気・病態
2,000 歩	寝たきり
4,000 歩	うつ病
5,000 歩	要支援 / 要介護、認知症、心疾患、脳卒中
7,000 歩	がん、動脈硬化、骨粗しょう症、骨折
7,500 歩	筋肉減少症、体力の低下 (75 歳以上の下肢筋肉など)
8,000 歩	高血圧症、糖尿病、脂質異常症、メタボリックシンドローム (75 歳以上)
9,000 歩	高血圧 (正常高値血圧)
10,000 歩	メタボリックシンドローム (75 歳未満)
12,000 歩	肥満

出典：東京都健康寿命医療センター中之条研究
一日あたりの「歩数」「はや歩き時間」「予防改善できる可能性のある病気・病態」より

５－２. 計画推進のためのプログラム

1）ウォーカブル環境促進プログラムの位置付け

最終的に目指す姿を実現するためには、長期のイメージを皆さんと共有しつつ、短期的にできることから小さく初めて一歩一歩進め、その道筋を具体的に描くことが重要です。そのため、理念や目標、エリアの考え方などを中心にまとめている戦略としての本計画に加え、今後実際にその環境を増やしていく戦術としてのプログラムをつくっていきます。

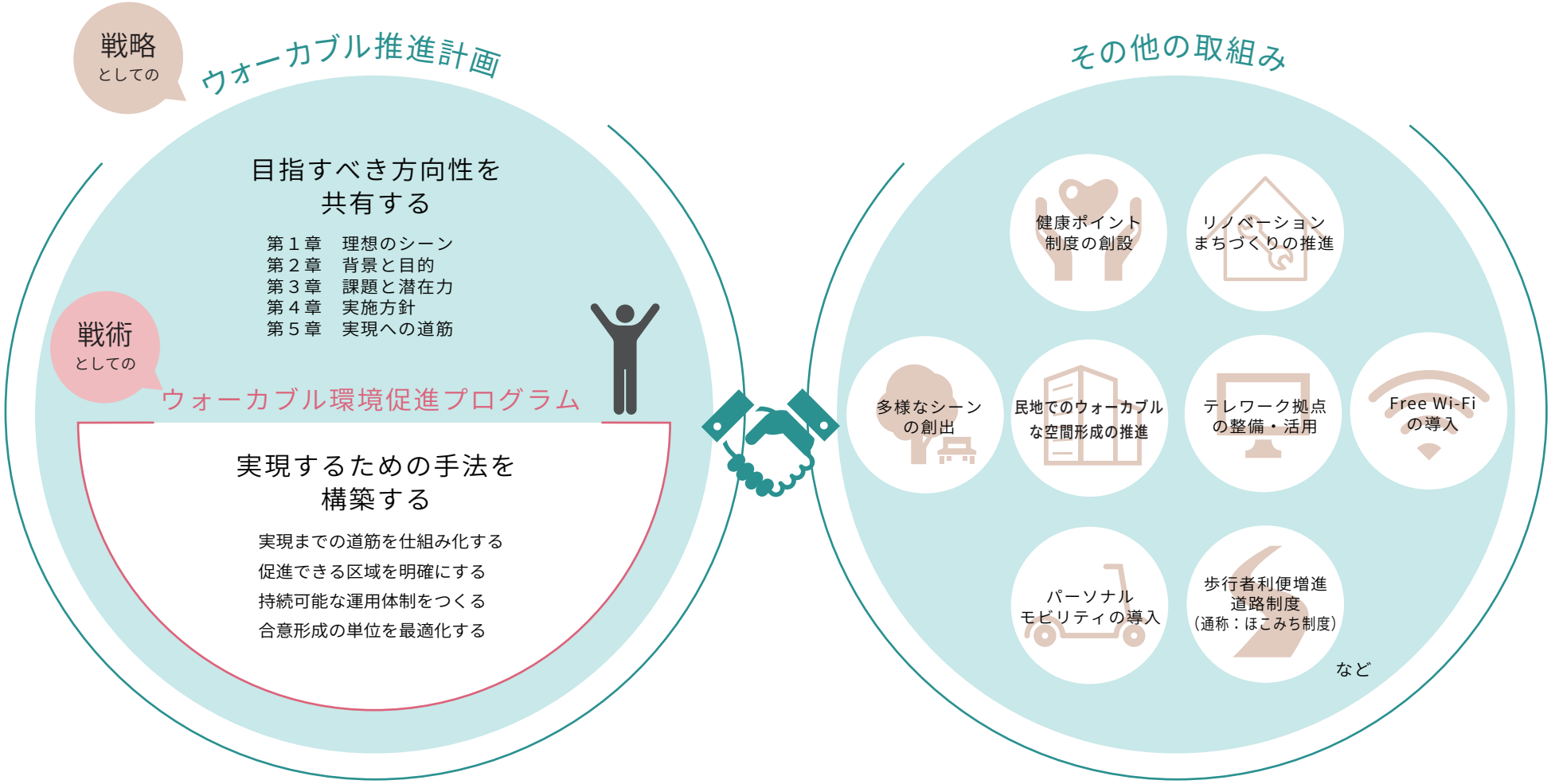

５－２. 計画推進のためのプログラム

2）ウォーカブル環境促進プログラムの概要

ウォーカブル環境促進プログラムは2021年度から構築に取り組んでいきます。プログラムの主な役割は、「実現までの道筋を仕組み化する」「促進できる区域を明確にする」「持続可能な運用体制をつくる」「合意形成の単位を最適化する」という４つです。これらの整理を行いプログラムを組み上げることで、本計画で共有される理想のシーンが着実に実現していくことができると考えています。

実現までの道筋を仕組み化する

本計画で掲げた内容を、誰が、どのように、実現していくのか、その進め方を具体的に示すことで理想のシーンの実現に導きます

促進できる区域を明確にする

本計画で定めた重点区域の中でさらに詳細な調査を実施し、環境づくりを促進できる区域をより明確に整理し示します

持続可能な運用体制をつくる

環境づくりのために、行政、住民、民間事業者が果たすべき役割を明確し、無理のない持続可能な運用体制を整えます

合意形成の単位を最適化する

取組み実施に必要な合意形成の単位も、可能な限りハードルを下げるために見直し、最適化します

５－２. 計画推進のためのプログラム

3）ウォーカブルな環境をつくるアプローチ

道路と沿道建物を一体的に活用し、滞留空間を生み出す「沿道活用」と、主に街区単位で自動車通行の時間帯規制や歩行者専用化を行う「交通制御」の２つのアプローチを必要に応じてバランスよく取り入れ、エリアに応じた最適解を求めることができる仕組みを作る予定です。

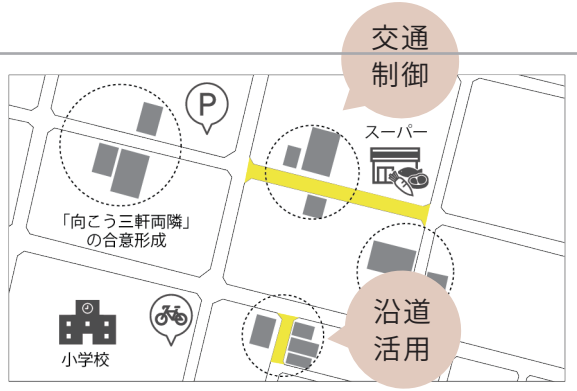

２つの
アプローチ
最適な
バランス

交通制御

街区単位で車両通行の環境をコントロール

交通制御は、主に住宅系エリアや文化系エリアでの活用を想定しています。現状の自動車交通に影響しない範囲を前提としつつ、街区内の通過交通を排除して安全安心な道路空間とし、住民や子ども達が過ごせる地域の庭としての空間を作ることができるようになります。

交通制御の例

周辺道路の速度制限（ゾーン30など）
対象道路の速度制限（狭窄部、コミュニティ道路など）
対象道路の通行時間規制（スクールゾーンなど）
車線の減少、歩道の拡幅（道路空間の再配分など）

沿道活用

沿道建物が軒先の道路を一体的に活用

沿道活用は、主に商業系エリアでの活用を想定しています。対象とする道路の沿道店舗が、軒先を建物と一体的に活用することで人々が滞留し、飲食等の活動が街ににじみ出す状況を作ることができるようになります。

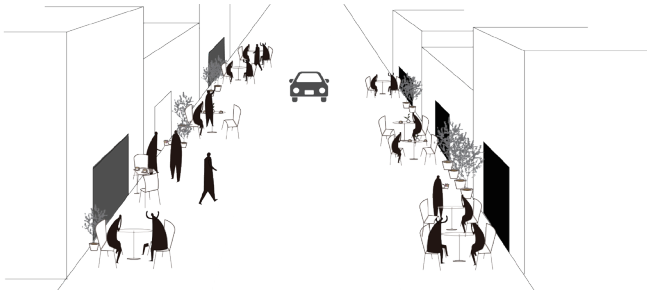

沿道活用の例

滞留空間の設置（パークレットなど）
食事施設の設置（オープンカフェなど）
情報発信機能の付加（デジタルサイネージなど）
催事の開催（ファーマーズ・マーケットなど）

５－２. 計画推進のためのプログラム

4）促進できる区域の明確化

ウォーカブル環境促進プログラムで、促進できる区域の明確化については、本計画で行った中心部の交通体系や都市空間の環境などを活用しつつ、本計画の目的で掲げた３つのSTEP「魅力的な目的地」「快適な歩行環境」「偶然の出会い」の切り口に沿った中心部のマップ（ウォーカブル環境マップ）を作成します。

ウォーカブル環境マップ

1 コンテンツ　魅力的な目的地

- 地域のアイコンとなる場所
- 地元で有名な人（店主・職人　等）
- 特定のテーマを持った店舗（◯◯好きが集まる店　等）
- 地場産業の象徴的な施設
- 歴史的な価値のある場所
- 居心地の良い空間　等

2 アプローチ　快適な歩行環境

- 駅に近い場所
- バス停に近い場所
- 駐車場の出入り口に近い場所
- 小中高の学校の通学路
- ゾーン30に指定された道
- コミュニティ道路
- 自転車と歩行者の共存道路　等

3 沿道空間　偶然の出会い

- 主に住民が利用する飲食店
- 主に観光客が利用する飲食店
- 人気のある物販店
- 建物の外装開口率が高い店
- 屋外テラスのあるカフェ
- そぞろ歩きしやすい道路幅員の飲食街
- 複合用途の集積エリア　等

上位計画・各種関連計画

- 都市計画
- 健康福祉
- 観光促進
- SDGs
- 産業振興
- 環境保全
- 交通計画
- 等

交通関連基礎調査

- 歩道の整備状況
- 歩行者空間の整備状況
- 自転車通行空間の整備状況
- 路外駐車場、収容台数
  路上駐輪場の位置
- 姫チャリステーションの位置、運用状況
- バス路線の経路、運行頻度
- バス停の位置
- 公園、オープンスペースの位置

■ウォーカブル環境マップのイメージ

ニューヨークでは、多様な視点で環境を調査し、広場化を促進する区域を下図のように色分けして公開することで、取組むべき区域を明確に示しています。

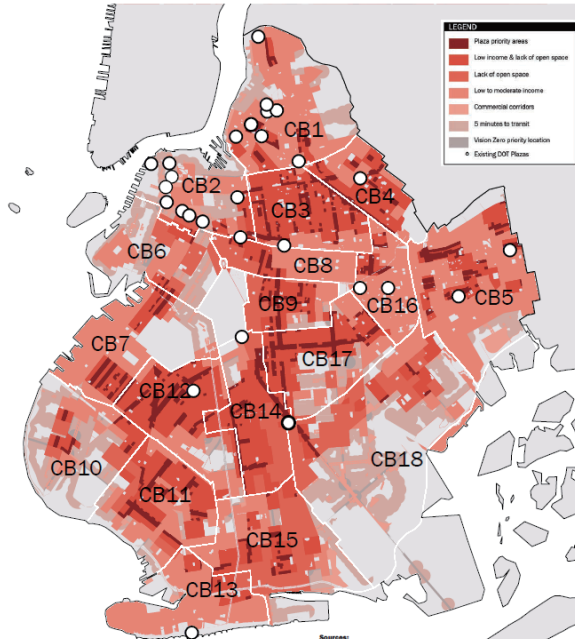

出典：NYC Plaza Program Application Guidelines 2019

５－２. 計画推進のためのプログラム

5）持続可能な運用体制

ウォーカブルな環境づくりを進めるためには、行政、地域住民、民間事業者、それぞれが得意分野を活かし、連携して取組むことが大切です。計画を策定するだけでなくその中身を実際に実現するために、それぞれが適切な役割分担の下に「権利と責任」を果たしていくことが重要です。

行政は、市内全域への波及も見据えて街全体がよりよくなるためのわかりやすい仕組みを構築します。そして、それを広く展開し、実現への道筋をつけます。地域住民の皆さんには、日常生活の舞台となっている地域を見直し、より安心安全で快適に過ごせる環境とする取組みを考え実施していただくことを期待しています。また、民間事業者の皆さんには、店舗での事業を目の前の通りや公共空間へと波及させることで地域の魅力を顕在化し、エリアの価値を高めていく役割を期待しています。

このような役割分担と連携を、小さなエリアで少しずつ実践していくことで、ウォーカブルな環境づくりが現実のものとなっていきます。

行政

姫路市・関係機関

わかりやすい仕組みの構築
- 区域マップの作成
- プログラムの構築と運用
- 希望区域の審査
- 許認可手続き

地域住民

自治会・住民組織

快適な生活環境の獲得
- 候補地探し
- 小さなスケールでの仲間作り
- 合意形成と申請手続き
- 規制や活用の実施

民間事業者

商店街・地元事業者

地域の魅力の向上
- 魅力ある目的地づくり
- 小さなスケールでの仲間作り
- 合意形成と申請手続き
- 規制や活用の実施

５－２. 計画推進のためのプログラム

6）運用に向けた体制づくり

ウォーカブル環境促進プログラムでは、市がつくるウォーカブル環境マップを活用し、取組みの提案があった区域の内容を「(仮称）姫路市ウォーカブル推進会議」の場で審査することを考えています。その体制には、ウォーカブルの政策に関連する市の関係課が出席する予定です。また、姫路市の組織外からも交通管理者である警察署や、公共交通の事業者、有識者など、必要に応じたメンバーが参加し、多様な視点での検討ができる体制を作ることを目指します。

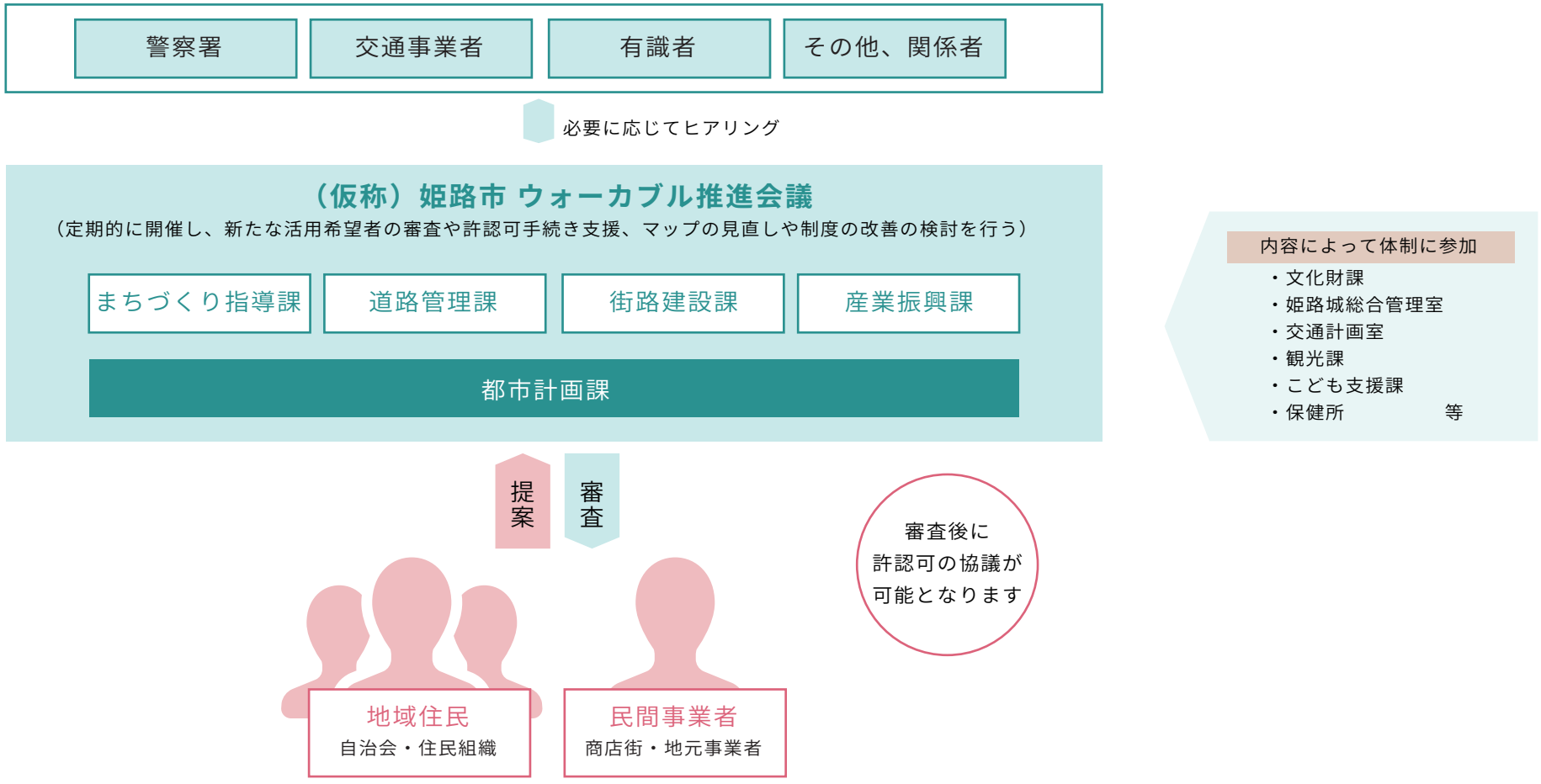

※メンバーはあくまで想定であり、具体案は今後検討します。

５－２. 計画推進のためのプログラム

7）合意形成の単位を最適化する

ウォーカブルな環境づくりの主な舞台となる道路空間は、近年、国土交通省が中心となり通行のための空間としてでなく、居心地の良いまちなかづくりのための活用の場としても使えるよう規制緩和が進められてきました。しかし、現在の制度では一部のイベントを除き、基本的に市や国が認めた特定の団体（既に道路や地域活性化の活動実績があり、法人格を有するかそれと同等の信用がある組織）しか、道路空間の活用を行うことは認められていません。

そのため、ウォーカブルな環境づくりを推進していくためには、適切な審査を経た上でより広く門戸を広げ、公共的な目的を持つ取組みを実施する団体であれば、小規模でも活用できる仕組みを独自に築くことが重要です。住民や地元の民間事業者が、「向こう三軒両隣り」のスケールで関係者と合意形成が取れれば取り組める、そんな新しい単位の仕組みづくりを進めていきます。

■プログラムによる変化のイメージ

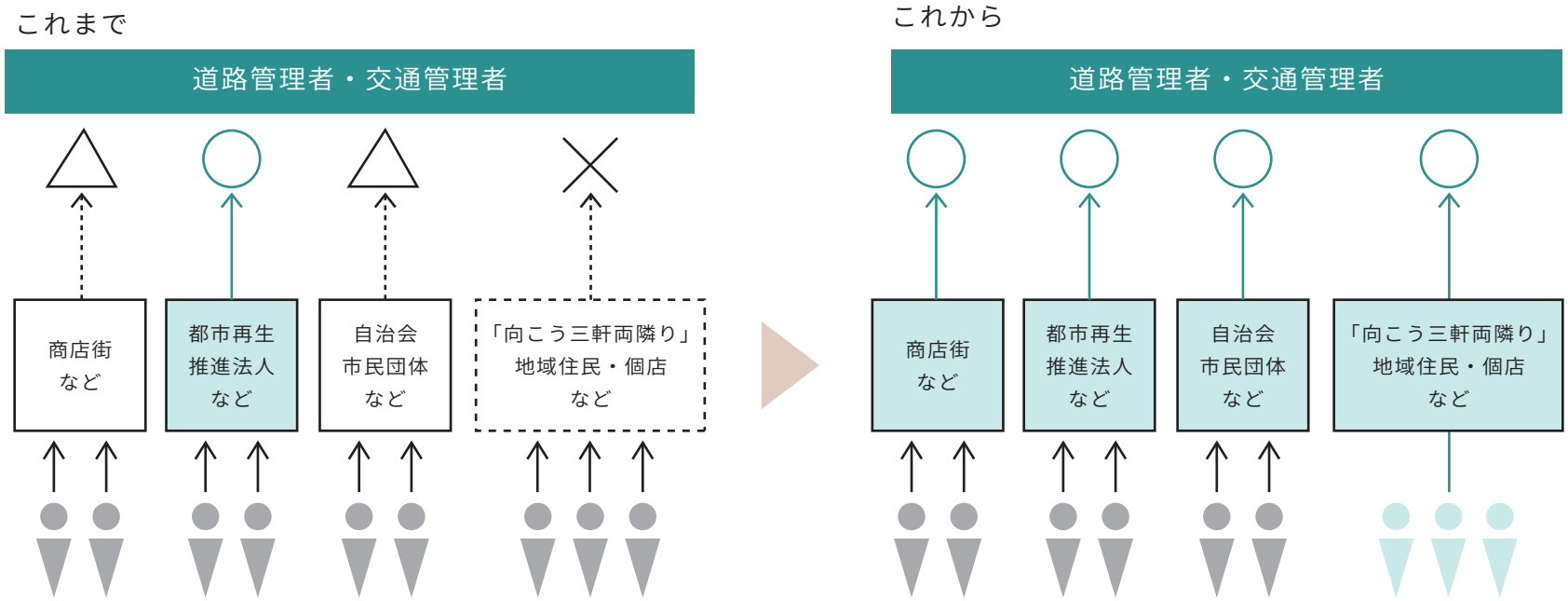

※△：一部のイベントでは活用可能

５－２. 計画推進のためのプログラム

8）取組みの進め方と目指すシーン

ウォーカブルな環境づくりの取組みを通して生み出されるのは、姫路のまちなかの皆さんが豊かに暮らすシーンです。

歩行者が安心して過ごせる空間で、沿道のお店や建物の個性がにじみ出し、家族や友人や知り合いと楽しく過ごす風景、そんなシーンがまちなかのあちこちで生まれることを目指します。

そうしたシーンは、来街者や観光客にとっても魅力的で、姫路のまちなかの豊かさを伝えるメディアとしての価値も生まれるかもしれません。その実現に向けた進め方も、プログラムの中でわかりやすく示せるよう検討していきます。

1. 居場所 / 魅力的な目的地の候補を探す・つくる
2. 交通の観点から安全安心な状況になるかを考える
3. 道と一体となった利用イメージをつくる
4. 仲間を募り、運営する上で最適な単位で合意を得る
5. 地域で運営していくための計画と体制をつくる
6. プログラムに基づく審査を受ける
7. 交通制御や沿道活用に必要な許可を得る
8. 小さな規模で始め、改善しながら仲間を増やす
9. 豊かに暮らすシーンが少しずつ増えていく
10. 来街者や観光客にとっても魅力的な街へと育っていく

５－２. 計画推進のためのプログラム

9）居心地の良さにつながる空間デザインの要素

人が街の中で居心地良く過ごせる空間を整理していくと、以下のような８つの場に分類することができると言われています。これらの場は、全てを新しく作るのではなく、既にあるまちなかの空間に少し手を加えるだけで作ることができる場合もあります。その手段として、ウォーカブル環境促進プログラムの２つのアプローチと、空間デザインの考え方を用いた取組みを実施していくことが大切です。

座り場（すわりば）

椅子やベンチ等の設置により自由に無料で座れる場

主な構成要素キーワード：借景、人、樹木、デッキ、テラス席、ガラス窓

眺め場（ながめば）

眺める対象への視界を確保することにより風景を眺められる場

主な構成要素キーワード：借景、人、樹木、デッキ、屋上、テラス席、ガラス窓

囲い場（かこいば）

植栽などの緩やかな空間の分節により落ち着いて滞留できる場

主な構成要素キーワード：背もたれ、柱、壁、植栽、柵

陰り場（かげりば）

街路樹やパラソルなどの存在により日陰が生まれている場

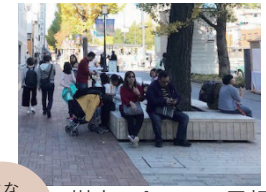

主な構成要素キーワード：樹木、パラソル、屋根、庇、軒先、半屋外空間

食場（しょくば）

テーブル等の設置により飲食しながらくつろぐことができる場

主な構成要素キーワード：イス・テーブル、飲食店、露店

灯り場（ともりば）

照明や建物から漏れる光で心地良い明るさが保たれている場

主な構成要素キーワード：沿道建物の室内照明、屋外照明

話し場（はなしば）

店のスタッフなどの存在により会話を楽しむことができる場

主な構成要素キーワード：店の人、楽しむ人、演ずる人

巡り場（めぐりば）

複数の「場」が近接していることで回遊性が生まれる面的な場

主な構成要素キーワード：目的地・経由地、道、通路、連続した店

出典：防犯的な視点から見たプレイスメイキング概念に関する考察
（日本デザイン学会　デザイン学研究、2018）三友 奈々（筑波大学）、渡 和由（筑波大学）

５－３. プログラムを進める上での課題

1）道路の利活用における課題

道路空間を活用する際には、活用内容の協議や道路使用許可、道路占用許可といった許認可を必要とします。道路の利活用は、一部のイベント等の特例を除き認められていませんが、近年、国の特例制度により活用が可能となっています。しかし、国の特例制度でも解決できていない様々な課題がある状況です。そのため、有効期間が限られ、ハードルの高い国の特例制度のみに頼るのではなく、姫路市独自の道路利活用の仕組みを構築し、道路の利活用を進めていきます。

現状の課題 1　活用するための管理者協議が専門的かつ煩雑でわかりづらい

道路法
（道路管理者：市、県）

道路交通法
（交通管理者：警察、公安委員会）

現状の課題 2　現行の規制緩和は実質的に大きな道路、特定の団体でしか活用できない

道路占用主体の指定
道路協力団体制度
歩行者利便増進道路制度

道路占用許可の特例
都市再生特別措置法、国家戦略特別区域法
中心市街地の活性化に関する法律
（通称：中心市街地活性化法）

現状の課題 3　検討開始から活用までに非常に時間がかかる

現行制度
活動意向から実現まで２～５年

活用する制度にもよりますが、活用を許可する条件として、団体としての活動実績や沿道地権者を含む一定区域の関係者の合意形成、団体自体の法人格の取得などが求められます。

現行の道路活用制度（国の制度）を使用した場合の流れ

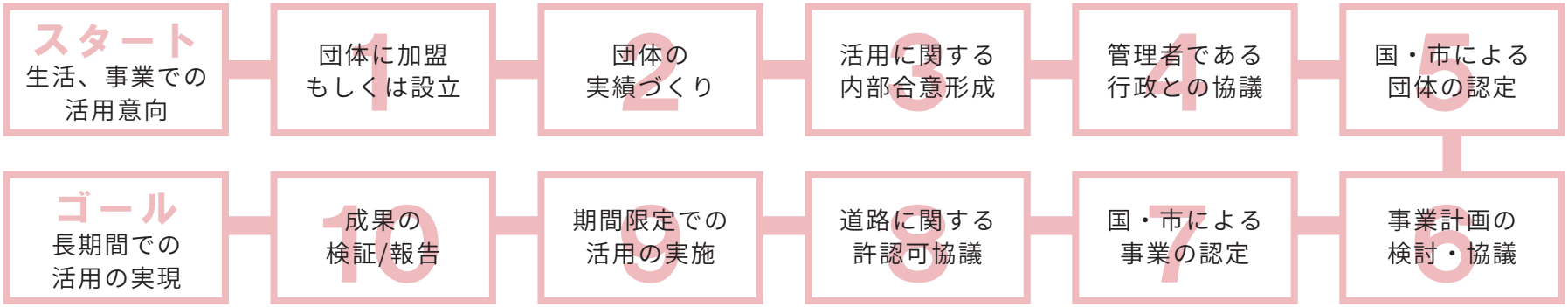

５－４. 実現への戦略的な道筋

1）3段階のスケジュール

本計画で取組むウォーカブルな環境づくりは一朝一夕で実現するものではありません。しかし、段階的なステップを踏み、小さくとも着実に取組みを進めていくことで、街に良い変化を生みながら目指すシーンの実現へと近づくことができます。本計画では、１～２年で取組む「短期」、３～５年で取組む「中期」、６～10年で取組む長期という３つの段階に分けて取組みを推進し、目指すシーンが姫路の街の日常の生活になることを目指します。

6～10年　長期

- 推進区域全体で実現
- 中心部全体で歩行が増加
- ウェルネスな都市環境の実現

６～10年を目安とする長期では、本計画で設定した推進区域の各エリアと、その周辺で目指すシーンが多様に展開されています。プログラムも更新しながら運用され、姫路モデルの取組みが確実に街の中で成果として表れ、街では車からひとへの環境づくりが進みます。また、高齢者を中心に健康寿命の増加も見られ始めます。

対象　推進区域
段階　ウォーカブルな環境の実現
重点区域＋推進区域の各所で実現

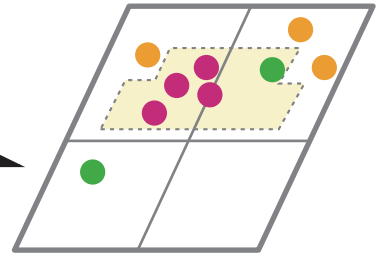

3～5年　中期

- プログラムを重点地区で展開
- 検証区域以外でも実現
- 面的な界隈性が生まれる

３～５年を目安とする中期では、複数の検証区域に加えて重点区域内（商店街や自由通路等）で取組みを展開し、ウォーカブル環境促進プログラムによる応募受付から許認可までの運用試験も実施します。現場では、本計画が目指すシーンが街に広がり、界隈性が生まれ始めます。

対象　重点区域
段階　プログラム普及
重点区域で運用

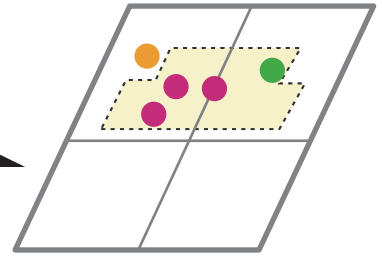

1～2年　短期

- 複数の検証区域で社会実験
- 成果を踏まえプログラムを構築
- 目指すシーンが可視化される

本計画で行った基礎調査に加え、発展的調査を行いながら検証区域を中心に対象区域の詳細情報を収集し整理します。
また、検証区域では交通制御、沿道活用を適用した際の効果を測るために社会実験を行います。これにより技術的な検証を行うと共に、目指すシーンを実際に可視化し、広く関係者や利用者と共有します。
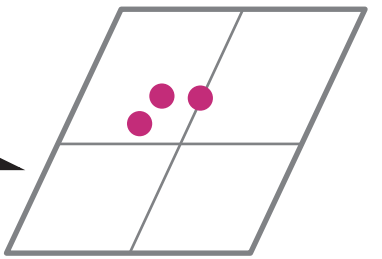
対象　検証区域
段階　社会実験、プログラム構築
大手前通りエリア・中ノ門筋エリア・駅西エリアで社会実験